

野田特別支援学校校長 様

### 登校許可書（医師記入）

部 年 氏名 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_

出席停止期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

上記の者、病状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので登校可能とします。

平成 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印

- ※出席停止期間が終了し、登校を再開した際は、登校時に保健室にて健康観察を行います。
- ※スクールバスで登校する場合は、登校の前日に学校に連絡し医師から登校の許可が出ていることを伝えてください。登校時に「登校許可書」を持参しスクールバスに乗車してください。

○医師が記入した登校許可書が必要な感染症

感染症名	登校のめやす
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂痂（かひ）化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹（しゅちょう）が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
麻疹	解熱後3日を過ぎてから
風しん	発しんが消失してから
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染症が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
腸管出血性大腸菌感染症 （O-157等）	治療が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの